

「飲食店(居酒屋等)」「飲食店(喫茶店)」「飲食店(フナーストフード店)」「飲食店(その他の飲食店)」「持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業者を除く。)」  
「給食事業者」「沿海旅客船運業」「内陸水運業」「結婚式場業」及び「旅館業」のうち、該当するものを全て記入すること。

附則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 平成二十四年三月三十一日以前に終了する年度に係る定期の報告については、この省令による改正後の食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令別記様式の備考4の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

財務省、厚生労働省、  
農林水産省、経済産業省、令第一号

民法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十一号)の施行に伴い、及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十五条第一項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

財務大臣 安住 淳

厚生労働大臣 小宮山洋子

農林水産大臣 鹿野 道彦

経済産業大臣 枝野 幸男

環境大臣 細野 豪志

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生

省、令第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号ロ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号へ中「法定代理人」の下に「法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。」を加える。

附則

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

財務省、厚生労働省、  
農林水産省、経済産業省、令第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十一条第二項第二号ハ及び第十三条第二項第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

財務大臣 安住 淳

厚生労働大臣 小宮山洋子

農林水産大臣 鹿野 道彦

経済産業大臣 枝野 幸男

環境大臣 細野 豪志

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生

省、令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三中

一〇〇分の〇	一〇〇分の五
一〇〇分の五	一〇〇分の一〇
一〇〇分の三〇	一〇〇分の三〇
一〇〇分の四〇	一〇〇分の四〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の三〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の一五
一〇〇分の三〇	一〇〇分の三〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の五
一〇〇分の九〇	一〇〇分の七五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の一五
一〇〇分の二五	一〇〇分の一〇
一〇〇分の七〇	一〇〇分の六五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の一五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の四〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の五
一〇〇分の〇	一〇〇分の五
一〇〇分の二五	一〇〇分の三五
一〇〇分の三〇	一〇〇分の三〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一〇
一〇〇分の五	一〇〇分の〇

を

に改める。

一〇〇分の二五
一〇〇分の一五
一〇〇分の一〇
一〇〇分の四〇
一〇〇分の一〇
一〇〇分の五五
一〇〇分の五
一〇〇分の一五
一〇〇分の五五
一〇〇分の二五

一〇〇分の二五
一〇〇分の一五
一〇〇分の一〇
一〇〇分の四〇
一〇〇分の一〇
一〇〇分の五五
一〇〇分の五
一〇〇分の一五
一〇〇分の五五
一〇〇分の二五

を

別表第三の二中

附則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十二号  
核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第三十四條、第三十五條第二項、第五十六條の二及び第五十七條第二項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則及び核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

文部科学大臣 平野 博文

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則及び核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する省令

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項の表第十二号ロ及びハ中「防護区域又は周辺防護区域」を「第十四條の三第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域」に改める。

第十四條の三第二項第十五号を同項第二十二号とし、同項第十二号から第十四号までを七号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「連絡を」の下に「容易に傍受できない方法により」を加え、「及び周辺防護区域内」を、「周辺防護区域内及び立入制限区域内」に改め、「関係機関への連絡は」の下に「、定期的に」を、「連絡手段により」の下に「、かつ他人が傍受できない方法により」を加え、同号を同項第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 火災等により見張人の詰所が使用できない場合に、見張人が見張人の詰所以外の場所から常時監視を行い、前号ロから二までに掲げる措置と同等以上の措置を講ずること。

第十四條の三第二項第十号を同項第十六号とし、同項第九号中「若しくは周辺防護区域」を、「周辺防護区域若しくは立入制限区域」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の三号を加える。

十三 原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて、妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じて当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十四 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

十五 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設し、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

第十四條の三第二項第八号ロを削り、ハをロとし、同号を同項第十一号とし、同項第七号ロ中「第九号」を「第十二号」に改め、同号ロ(3)を同号ロ(4)とし、同号ロ(2)の次に次を加える。

(3) 施設内の作業については、二人以上の者に同時に行わせること。

第十四條の三第二項第七号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 特定核燃料物質の工場又は事業所内（周辺防護区域を除く。）の運搬については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印すること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

ロ 見張人に運搬する特定核燃料物質を監視させること。

第十四條の三第二項第六号ロ中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 防護区域内及び周辺防護区域内に、それぞれ駐車のために供する区域を定め、防護区域又は周辺防護区域に立ち入る車両は、当該駐車のために供する区域内に駐車させること。ただし、防護区域又は周辺防護区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

第十四條の三第二項第四号中「及び周辺防護区域」を、「周辺防護区域及び立入制限区域」に、「又は周辺防護区域」を、「周辺防護区域又は立入制限区域」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「又は周辺防護区域」を、「周辺防護区域又は立入制限区域」に、「及び当該周辺防護区域」を、「当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、さく等の障壁によつて区画すること。

第十四條の三第三項を次のように改める。

3 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項（第二号及び第八号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域及び当該立入制限区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域及び立入制限区域」と、同項第六号中「防護区域及び周辺防護区域」とあり、及び「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内及び周辺防護区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第八号中「防護区域及び周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第十号中「周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第十一号中「防護区域内若しくは周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第十二号中「防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設」とあるのは「防護区域若しくは立入制限区域又は施設」と、同項第十七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と読み替えるものとする。